

令和 年 月 日

保護者 様

篠ノ井幼稚園

## インフルエンザ治癒証明について

インフルエンザに感染した園児は、法律の規定により出席停止になり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。

インフルエンザは、重症の場合を除き、発症した後、5日を経過し、かつ、解熱した後3日経過するまで登園停止となります。再登園するに当たって改めて「治癒したかどうか」医師の診察を受ける必要はありません。

インフルエンザが治癒し、登園するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

例1 解熱後の日数が優先するケース→水曜日に発症、翌週月曜日に解熱した場合  
木曜日まで登園停止。

例2 発症後の日数が優先するケース→水曜日に発症、金曜日に解熱した場合  
月曜日まで登園停止。

.....き.....り.....と.....り.....線.....

## 治 癒 報 告 書

篠ノ井幼稚園長 様

組 園児名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

- 1 疾患名 インフルエンザ
- 2 発症日(咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日) 年 月 日
- 3 受診した医療機関名  
及び 受診日 年 月 日
- 4 治癒の根拠 (日が後の方に○をしてください)  
( ) 解熱日 (平熱に下がった日) の翌日から数えて3日経過した  
( ) 発症日の翌日から数えて5日経過した

年 月 日

保護者名

印